ホ　歯科衛生士等が行う場合

⑴　同一建物居住者以外の者に対して行う場合　352単位

⑵　同一建物居住者に対して行う場合　302単位

注　⑴については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院又は通所が困難なものに対して、⑵については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、１月に４回を限度として算定する。

イ　居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断した者（その実施に同意する者に限る。）に対して、歯科衛生士、保健師又は看護職員が、当該利用者を訪問し、歯科医師、歯科衛生士その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。

ロ　利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として当該利用者の口腔内の清掃、有床義歯の清掃又は摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又はその家族等に対して、実地指導に係る情報提供及び指導又は助言を行い、定期的に記録していること。

ハ　利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ヘ　看護職員が行う場合

⑴　同一建物居住者以外の者に対して行う場合　402単位

⑵　同一建物居住者に対して行う場合　362単位

注１　⑴については在宅の利用者（当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者（以下この注１において「同一建物居住者」という。）を除く。）であって通院が困難なものに対して、⑵については在宅の利用者（同一建物居住者に限る。）であって通院が困難なものに対して、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、要介護認定（法第28条第２項に規定する要介護認定の更新又は法第29条第１項に規定する要介護状態区分の変更の認定を含む。）に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス（法第41条第１項に規定する指定居宅サービスをいう。）の提供を開始した日から起算して６月の間に２回を限度として算定する。ただし、准看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

２　利用者が定期的に通院している場合若しくは定期的に訪問診療を受けている場合又は利用者が訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービスを受けている間は、算定しない。

６　通所介護費

イ　小規模型通所介護費

⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１　464単位

㈡　要介護２　533単位

㈢　要介護３　600単位

㈣　要介護４　668単位

㈤　要介護５　734単位

⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１　705単位

㈡　要介護２　831単位

㈢　要介護３　957単位

㈣　要介護４　1,082単位

㈤　要介護５　1,208単位

⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１　815単位

㈡　要介護２　958単位

㈢　要介護３　1,108単位

㈣　要介護４　1,257単位

㈤　要介護５　1,405単位

ロ　通常規模型通所介護費

⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１　403単位

㈡　要介護２　460単位

㈢　要介護３　518単位

㈣　要介護４　575単位

㈤　要介護５　633単位

⑵　所要時間５時間以上７時間未満の場合

㈠　要介護１　606単位

㈡　要介護２　713単位

㈢　要介護３　820単位

㈣　要介護４　927単位

㈤　要介護５　1,034単位

⑶　所要時間７時間以上９時間未満の場合

㈠　要介護１　695単位

㈡　要介護２　817単位

㈢　要介護３　944単位

㈣　要介護４　1,071単位

㈤　要介護５　1,197単位

ハ　大規模型通所介護費(Ⅰ)

⑴　所要時間３時間以上５時間未満の場合

㈠　要介護１　396単位

㈡　要介護２　452単位

㈢　要介護３　509単位

㈣　要介護４　565単位

㈤　要介護５　622単位